

## 東京都青少年の健全な育成に関する条例の再改定案に 反対するアピール

東京都議会に石原都知事が提出した「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例案」が、2010年11月22日に公表されました。この改定案は、今年の6月まで継続審議となったものの、多くの表現者や市民から、改正ではなく改悪であると、問題点を指摘され、廃案となったものを、更に改定したものですが、指摘された問題点の全てが温存されているばかりでなく、更に問題の多い内容となっています。

都の再改定案では「非実在青少年」という文言がなくなりましたが、十八歳未満の青少年の性行為を規制する内容は、実質、温存されたままです。

「刑罰法規に触れる性交」は、例えば、淫行条例の規定では「青少年(既婚者を除く十八歳未満の男女)との「わいせつな行為」を指し、真摯な恋愛であっても、青少年同士の性交であっても、それが既婚者を除く十八歳未満の男女であれば、この条例に触れる可能性があります。例えば『ロミオとジュリエット』のような低年齢者の親の反対する(法にも社会規範にも反する)恋愛と性交を美しく描いた作品や、それを現代に移し替えて翻案した作品は、どう判断されるのでしょうか。

また同じ条項にある「婚姻を禁止されている近親者間における性交」は、黙阿弥の『三人吉三』や、『源氏物語』や、世界各地の神話などで、美しく描かれています。これも規制の対象になりかねません。

更に「漫画、アニメーションその他の画像(実写を除く)」に規制が限定されているように報道がなされていますが、上記の規定に加えて「強姦等の著しく社会規範に反する性交」という規定が新設され、それも合わせると、凶書類、映画、演劇、全てのジャンルが規制の対象になり、青少年への閲覧制限をしない場合、懲役もしくは罰金の罰則となります。例えば、南北の『桜姫東文章』では十七歳の姫が強姦され、強姦した相手を恋慕した上に、売春もさせられる内容です。また、高僧と稚児との関係も美しく描かれます。古典には、遊郭を美しく描いた作品が少なくありませんし、現代劇においても、例えば、売春や強姦の問題も扱われている『欲望という名の電車』などの作品が、こうした規制を受け得るのか、危惧します。

現在、国の法律や都の現行の条例では、ポルノと認定される作品や過激な性描写は、既に自主規制の対象となり、青少年への閲覧制限がなされていますし、児童ポルノも取り締まられています。

それにも関わらず、更に、広範囲に渡り、かつグレーゾーンの多い「刑罰法規」や「社会規範」のような、表現内容や思想性などにも関与できる規定で、あらゆる表現について「何が有害か」を国や自治体などの公権力が規定することには断固反対します。

また、根本的な問題として、この条文は、過去の法律の変遷と共に、社会や文化や表現があったことを考慮していないばかりでなく、法律が今後も様々に変わり続け、表現行為がそれに先行する場合もあることを理解していません。

また、市民にとって無益あるいは有害な悪法が制定された場合、更にその法によってこの条例の規制が強化される危険性についても無頓着です。(戦前の日本においても、公権力が様々な道徳観を押しつけ、隣組的な市民監視を推奨し、それが徐々に言論全体の統制や弾圧に拡大されました)

「表示図書類に関する勧告等」の条項における、知事の権限拡大及び規制強化も、全く変わっておらず、容認することはできません。

また、現行の児童ポルノ法でも批判の多い3号ポルノの定義を更に拡大し、十三歳未満の水着の画像を規制対象として保護者の責務を求めている条項は、到底、容認出来ません。(児童の水着姿を、扇情的かつ性欲の対象と捉えるより、ほほえましく美しいと感じる見の方が一般的ではないでしょうか。3号ポルノの定義の危険性は、同一の写真であっても、見る側の視点によってポルノと認定されてしまう恣意性にあります)

更に、インターネット利用の条項では、本来青少年の教育指導について第一次的な役割を担う家庭での教育に対し、行政の介入、さらに曖昧な定義に基づく実質的な規制を行うとするものであり、国の基本理念に反し、憲法第94条の定める条例制定権の範囲を明らかに逸脱した、違法なものである、との指摘があります。

有害情報を遮断するフィルタリングに、無害なものや有益なものまでも遮断する不備があることは衆知の通りですし、フィルタリングを利用するかどうかは青少年個人もしくは保護者との相談で自主的に判断すべきものですが、利用しない保護者に対し、都はその理由の事業者への提出と、そのリストの記録・保存を義務づけ、事業者への立ち入り調査も出来る規定になり、自主性尊重とはほど遠い、市民監視の条項も変わらないままです。

また、保護者の責務の条項では「青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をすることを防ぐため」と、「有害な行為」という曖昧な文言は残したままで、保護者に監督責任を義務づけています。

以上の理由から、私たちは、審議中の「東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例案」に反対します。そして、現行の条例の問題点も含めた抜本的な議論を強く求めると同時に、この条例が、行政による一方的な表現規制ではないかという多くの識者の疑念を晴らすために、現行の「不健全」図書指定の審議会に対して、市民への全面公開や、指定の取り消し、異議申し立て手続きの整備を強く求めます。

2010年12月6日

一般社団法人日本劇作家協会  
協同組合日本シナリオ作家協会(12月8日付)  
協同組合日本脚本家連盟(12月10日付)  
社団法人日本劇団協議会(12月10日付)  
日本舞台美術家協会(12月11日付)  
日本演出者協会(12月15日付)  
日本児童・青少年演劇劇団協同組合(12月20日付)

※表現や言論の各団体にこのアピールへの賛同を広く呼びかけています。